

コスモ石油株式会社四日市霞発電所の増設計画（設備の改造）に係る 公害事前審査結果

（１）ばい煙関係

（燃料転換に伴う大気環境への影響）

発電ボイラーの燃料転換のため、石油コークス燃焼設備の新設を行うとともに、脱硝施設、脱硫施設及び集じん施設の増強を行う計画となっている。これらのばい煙処理施設の増強により、当該発電施設の煙突から排出される硫黄酸化物及びばいじんについては、施設休止前の状況と比較し、概ね同等以下の排出量になると予測されている。

一方、窒素酸化物については、施設休止前より排出量が増加するものの、周辺への寄与濃度は低く、大きな影響は発生しないとシミュレーション結果では予測されている。ただし、気象条件によっては、有効煙突高さが低くなり、ばい煙が排出口から真横にたなびくことに伴い、近隣住宅地等への寄与濃度が予測結果よりも高くなる場合があると考えられることに留意する必要がある。

（ばい煙処理施設の処理効率の継続的な確認の必要性）

各ばい煙処理施設の処理効率の設計値には客観的な根拠が示されていないため、稼働後にばい煙処理施設の維持管理を適切に行い、設計値の処理効率が確保されていることを継続して確認する必要がある。

（ばい煙の白煙たなびきの原因究明及び対策の必要性）

過去において当該発電施設からばい煙の白煙たなびきが発生していることについては、集じん装置の増強により排出するばいじん濃度を半減させることで改善されるとしているが、稼働後はその低減状況を確認し、白煙たなびきが依然として発生する場合には、その原因究明および改善対策を更に実施するとともに、地域住民に状況の詳しい説明を行うことにより、白煙に関する理解が得られるよう努めることが望ましい。

（厳格な運転管理の実施及び運転状況の記録等の必要性）

事業者として、現状の窒素酸化物総排出量に係る市との公害防止協定に基づく協定値と同水準以下に窒素酸化物の排出量を低減するために、四日市霞発電所における当該発電施設を稼働する一方で、近隣の同社四日市製油所内の一部施設を停止等することで対応する計画であることから、当該発電施設だけでなく四日市製油所内の施設の稼働及び運転の状況についても厳格な管理を行うとともに、協定値の遵守状況の確認のため、全体の運転状況等を統一的に記録及び保管する体制を徹底する必要がある。

（２）粉じん関係

コンベアを密閉構造とする等の粉じん飛散防止措置がとられた設備計画となっているが、集じん灰や石膏の搬出等に伴う作業により粉じんが飛散しないよう留意する必要がある。

(3) 悪臭関係

脱硝施設等で使用するアンモニアについては、悪臭防止法に基づく特定悪臭物質規制に係る基準値を大きく下回る計画となっているが、不慮の故障や災害に際しても漏洩のないよう、関連施設に対して適切に点検及び管理を行う必要がある。

(4) その他

今後も引き続き、公害防止に係る設備の維持管理を徹底するとともに、環境測定結果を評価し、環境負荷の低減に取り組む活動を行うことが望ましい。